

令和7年度第1回川崎市環境審議会 会議録

1 開催日時 令和7年10月29日（水）午前9時30分から午前11時41分まで

2 開催場所 川崎市役所本庁舎3階304会議室及びZoomによるテレビ会議

3 出席者氏名

（1）委員（50音順、敬称略）

池田 俊介、石山 一可、大久保 巍、濃沼 健夫、坂倉 杏介、
佐土原 聰、篠倉 美紀、関口 和彦、高田 まゆら、高橋 慶子、
寺園 淳、徳野 千鶴子、中島 伸、馬場 健司、藤野 純一、
森脇 厚一郎、吉村 千洋、與本 剛三、若松 伸司、鷺北 栄治（20名）

（2）事務局

・環境局関係

中山環境局長、日向総務部長、間島脱炭素戦略推進室長、山本脱炭素戦略
推進室担当部長、藤田環境対策部長、石原生活環境部長、入江廃棄物政策
担当部長、内田企画課長、市川脱炭素戦略推進室担当課長、石田地域環境
共創課長、石坂廃棄物政策担当課長、木下廃棄物指導課長、山田減量推進
課長、増田収集計画課長、池田処理計画課長

・建設緑政局関係

河合建設緑政局長、磯部緑政部長、藤野企画課長、中村みどりの管理課長、
坂みどり・多摩川事業推進課長

4 議題

（1）川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（答申案審議）

（2）川崎市緑の基本計画の改定について（諮問）及び自然共生部会の設置について

（3）川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画の策定等に向けた検討状況について
(報告)

（4）その他

5 配布資料

資料 1－1 川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について

(報告)

資料 1－2 川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について

【概要】

資料 1－3 川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について

(答申案)

資料 2－1 川崎市緑の基本計画の改定について (諮問)

資料 2－2 川崎市緑の基本計画の改定について

資料 2－3 自然共生部会の設置及び諮問の取扱いについて (案)

資料 2－4 自然共生部会の委員について

資料 3 川崎市地球温暖化対策推進第 2 期実施計画の策定等に向けた検討状況

について (報告)

参考資料 1 川崎市環境審議会委員名簿

参考資料 2 市側出席者名簿

6 公開又は非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0 人

8 発言の内容 次のとおり

－開会－

○事務局（環境局総務部長）

（審議会の成立、傍聴者の確認、新任委員の紹介）

○環境局長挨拶

皆様、おはようございます。環境局長の中山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、環境行政をはじめ、市政の関係で様々な場面で御理解と御協力をいただきまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。本日、これから審議いただきますが、特に環境の分野は、今、地域の身近なところでは、プラスチックの資源の一括回収ということを順次進めておりますけれども、来年の4月からは全市7区一斉に市域でプラスチック一括回収を始めることになってございます。

そして、昨今では、特にニュース等で御存じかと思いますがリチウムイオン電池による火災等が増えております。これまで拠点での回収でしか行っておりませんでしたが、川崎市では来月11月から、各地域のごみの集積所において、リチウムイオン電池を月に2回、収集を開始するということで今取組を進めているところでございます。

また、ごみの焼却ですか、太陽光の発電ですか、いわゆる再エネを活用して、市域へ供給して、それを循環させようという取組を行っておりまして、これまで資源の循環ということでございましたけれども、これからは循環をさらに経済活動につなげていくという循環経済、サーキュラーエコノミーという言葉が国でも使われておりますけれども、そういったところへ移行を進めていかなければいけないという状況にもなっておりますので、そのような取組を通じて、地球の温暖化防止に全庁を挙げて取り組んでいるとともに、地域の皆さんと企業も含めて一緒に取組を進めているところでございます。

また、今年度、川崎市では、川崎市の新しい総合計画を策定する年になってございます。今、作業を進めているところでございますけれども、本日、これから3点の議題がございますが、こうした計画等も総合計画と整合を図りながら、検討を進めています。それぞの施策の分野別の計画にもなっているため、今日の御審議も踏まえながら、これから検討を進めていくという状況になっております。本日、限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（環境局総務部長）

（議事の紹介）

○事務局（環境局企画課長）

（会議の進め方等の確認）

○事務局（環境局総務部長）

ここからの議事は会長にお願いしたいと存じます。佐土原会長、よろしくお願ひいたします。

○佐土原会長

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、議題1「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について」の答申案審議についてです。

昨年5月15日に諮問を受けました「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について」は、資源循環部会で御審議いただいております。本日は、最終の報告書をまとめていただいておりますので、部会から御報告をお願いしたいと思います。その後に、答申の取りまとめに向けた審議を行いたいと思います。

それでは、寺園部会長からまず御説明をよろしくお願ひいたします。

○寺園部会長

おはようございます。資源循環部会の部会長を務めました寺園と申します。

今、会長からお話がありましたように、資源循環部会では、昨年5月に諮問を受けました川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について、本年1月の環境審議会で中間報告をさせていただいた後、部会を3回開催し、諮問から計8回の審議を重ね、答申案を取りまとめました。今回の計画の改定の考え方では、廃棄物関係における2050年のあるべき姿を明確化するとともに、循環経済への移行に向け、一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した資源循環を進めていくことや、基本理念のポイントである資源循環、循環経済、脱炭素、安全安心に関する効果が高い事業を重点として設定し、取り組むこと等を提案しております。詳細につきましては事務局から御説明いただきますので、お願ひしたい

と思います。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

事務局を務めております廃棄物政策担当の石坂と申します。

それでは、川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方につきまして、資源循環部会の報告をさせていただきます。

資料1－1を御覧ください。こちらが「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について」の報告となっております。スライドの3枚目を御覧ください。目次でございますので、こちらで報告の構成について御説明させていただきます。

序章では、計画改定の目的やポイント、基本計画の構成や関連法令などとの位置づけ、計画期間、現在の一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理指導計画の目標の達成状況等を総括としてまとめしております。

第1章が現状と課題、第2章が基本理念・基本方針、第3章が目標、第4章が基本施策・施策、第5章が推進体制・進捗管理でございます。また、付属資料として、ごみ排出量などの基礎データをまとめております。なお、本日はお時間の関係もございますので、報告の内容につきましては、資料1－2、概要版を用いて御説明させていただきます。

それでは、資料1－2を御覧ください。まず序章の1、改定の目的でございます。川崎市は、今まで、ごみの減量化・資源化に向けたリサイクル型社会システムの構築を目指し市民・事業者と一体になり取組を推進してきました。一方、国では、2024年に循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーへの移行を国家戦略として位置づけ、持続可能な地域と社会づくりが進められています。こうした社会状況の変化を踏まえ、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず、川崎市の高い環境技術を生かし、市民・事業者と協働した施策を一層強化していく必要がございます。

2、計画の構成・位置づけでございます。(1)計画の構成ですが、基本計画と行動計画の2層構造としています。基本計画には中長期的な目指すべき方向として理念や方針、2050年の世界観などを、行動計画には基本計画に基づいた具体的な事業を位置づけております。なお、基本計画が審議会の諮問対象でございまして、行動計画は基本計画に基づき作成するものでございます。

続いて、(2)計画の位置づけは、関連法令や国の計画、本市の計画などとの関係をお示しております。

右上に移りまして、3、計画期間でございます。基本計画は2026年度から2037年度までの12年間、行動計画は2026年度から2029年度までの4年間としております。

4、現計画の総括でございます。一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理指導計画の目標年度はともに2025年度となります。一般廃棄物処理基本計画では、目標項目を2つ掲げておりまして、1人1日当たりのごみ排出量は目標値872グラムに対し、2024年度で793グラム、ごみ焼却量は目標値33万トンに対し、2024年度で31.5万トンと、いずれも目標年度を前倒しして達成しております。

続いて、産業廃棄物処理指導計画では、目標項目を4つ掲げておりまして、排出量は目標値250万トンに対し、2023年度で248万3000トン、再生利用率は目標値32%に対し、2023年度で34%、廃プラスチック類再生利用率は目標値71%に対し、2023年度で71%となっており、3項目は目標年度を前倒しで達成しております。最終処分量は目標値4万3000トンに対し、2023年度で5万6000トンとなっておりますが、今後は減少見込みでございます。

2ページを御覧ください。第1章、現状と課題、(1)ごみ総排出量は、人口が2017年に150万人を超える、人口が増加していく中でも、3R施策の取組を市民・事業者と協働で進めていくことにより、資源化量とごみ焼却量の合計であるごみ総排出量は減少傾向になっております。

(2)1人1日あたりのごみ排出量は、2023年度に政令指定都市で最少になるなど、現計画の目標値872グラムを前倒しで達成しております。

(3)ごみ焼却量は順調に減少しており、現計画の目標値33万トンを前倒しで達成しております。

右上に移りまして、4、市役所の廃棄物分野に温室効果ガス排出量は、9割が廃棄物焼却に由来しており、内訳は廃プラスチック由来が約8割、合成繊維由来が約1割となっております。

続いて、2、し尿等処理の現状でございます。(1)浄化槽等汚泥の収集量でございますが、川崎市の2024年度末の下水道普及率は99.6%で、公共下水道がない地域などにおいて、し尿等の収集処理を実施しており、近年の浄化槽等汚泥収集量は横ばいの状況となっております。

3、産業廃棄物のごみ処理の現状でございます。(1)産業廃棄物の種類別の排出量は各種リサイクル法の取組や事業者の環境意識の向上、産業構造の変化などにより、長期的に減少となっております。

3ページを御覧ください。4、世界や国内の動向でございます。(1)世界の動向でございますが、欧州をはじめ様々な国が循環経済への転換を政策的に推進しております。

(2)国の動向でございますが、成長志向型の資源自律経済戦略の中で、経済の自律化・強靭化と国際競争力の獲得につなげる政策パッケージが明示されました。また、第五次循環型社会形成推進基本計画の中で循環経済を社会課題と環境問題の同時解決する国家戦略として位置づけるとともに、循環経済工程表で示された素材、製品ごとに方向性が明示されました。温室効果ガスでは、2050年度までにゼロ宣言がされるとともに、削減目標として、2013年度比で2030年度に46%削減、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減が設定されました。

3、川崎の状況でございます。川崎市は多種多様な高い環境技術を有するリサイクル施設や製造事業者が集積しており、市内外に貢献できる土壤がございます。また、市民、事業者、行政が連携したかわさきプラスチック循環プロジェクトなど、100%プラリサイクル都市に向けて資源循環を促進しております。人口動向につきましては、市内人口のピーク時は2035年の159万人で、その後減少に転じ、2050年には154万人になる推計結果で、高齢化はさらに進展する見込みとなっております。

右上に移りまして、社会状況の変化を踏まえた主な課題でございます。1つ目、脱炭素社会、循環経済、SDGsに関わる課題といたしまして、右側の中段の課題にございますように、国では、2050年までに温室効果ガス排出量を全体でゼロを目指しており、市役所の廃棄物分野は9割が廃棄物焼却由来で排出量が横ばいの状況となっていることでございます。

2つ目、超高齢社会、デジタル化に関わる課題といたしまして、超高齢社会や共稼ぎ世帯増加など、社会状況の変化に伴い、市民ニーズが多様化していること、また、高齢化率は上昇を続け、2050年には約3割に達する見込みとなっております。

3つ目、災害に関わる課題といたしまして、廃棄物処理施設の適切な更新などにより、安定性・安全性を確保した効果的・効率的な収集・処理体制の推進や自然災害などの緊急時に備えた対応の強化が必要となっております。

そのほか、各廃棄物への対応として、今後も増加が見込まれるリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、海洋プラスチック、紙おむつなどへの対策が必要となっております。

4ページを御覧ください。第2章、基本理念・基本方針でございます。1、基本理念で

ございますが、基本理念は、2050年を見据え、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」としております。2050年の目指す将来像として、川崎の強みである高度なリサイクル産業の活用や環境意識の高い市民・事業者と協働することで、資源循環、循環経済への移行や、廃棄物や、廃棄物焼却の削減、CCUSの導入などにより温室効果ガス排出量実質ゼロやネイチャーポジティブを実現することや、災害や少子高齢化などを踏まえた安全・安心な収集・処理体制の確立により、トップランナーとして「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現」を目指すとしております。基本理念のポイントは、資源循環・循環経済、脱炭素、安全・安心としております。

2、基本方針でございますが、基本方針は、基本理念の実現に向け、計画期間の取組の方向性として3つ設定しております。1つ目として、全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくりない社会を実現します。

2つ目として、市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを促進します。

3つ目として、社会状況の変化などに的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守りますとしております。

右上に移りまして、第3章、目標でございます。2037年度の目標として、一般廃棄物は2050年の目指すべき将来像を想定し、その実現を図るべく設定しております。また、産業廃棄物は国の目指すべき方向性・目標を踏まえ、川崎市の地域特性を考慮し設定しております。なお、一般廃棄物に関する目標が目標1から3でございまして、2024年度を基準年度としております。産業廃棄物に関する目標は目標4と5でございまして、2023年度を基準年度としております。

それでは、目標1から御説明をさせていただきます。目標1、1人1日あたりのごみ排出量につきましては793グラムから712グラムに削減することとしております。

目標2、ごみ焼却量につきましては32万トンから27万トンに削減することとしております。

目標3、プラスチック資源分別率につきましては33%から60%に上げることとしております。

目標4、産業廃棄物の再生利用率につきましては34.4%から34.6%に上げることとしております。

目標5、廃プラスチック類の作成利用率につきましては71.2%から82.8%に上げること

としております。

5ページを御覧ください。川崎市の目指す2050年の世界観のイメージでございます。右下の水色部分が臨海部でございますが、臨海部を中心に、プラスチックの資源循環や炭素循環プラントを導入することで、素材産業において廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用し、産業の脱炭素化を進めると同時に、資源循環の拡大を実現するイメージとしております。

左上から中央右寄りまでの緑部分が市街地で、市街地では、廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとして立地するほか、シェアなどサーキュラーエコノミーコマースが家庭にも当たり前のように浸透することで、地域の資源循環・循環経済及び脱炭素に貢献するイメージとしております。

6ページを御覧ください。第4章、基本施策・施策でございます。施策体系は、基本理念と基本方針の下に5つの基本施策と20の施策を位置づけております。左から3つ目が基本施策でございますが、基本施策Ⅰ、循環経済への移行による循環型社会の構築では、施策として、(1)資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援、(2)エネルギー資源の効果的な活用、(3)蓄積された環境技術等を活かした取組、(4)市民・事業者の行動変容の推進としております。

基本施策Ⅱ、「環境市民」めざした取組では、施策として、(1)情報発信の充実、(2)環境教育・環境学習の推進、(3)市民参加の促進、(4)まちの美化推進としております。

基本施策Ⅲ、ごみ減量化・資源化の促進では、施策として、(1)家庭系ごみの減量化・資源化、(2)事業系ごみの減量化・資源化、(3)産業廃棄物の減量化・資源化、(4)市の率先したごみの減量化・資源化としております。

基本施策Ⅳ、安全・安心な処理体制の構築では、施策として、(1)災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立、(2)持続可能な廃棄物処理施設整備の推進、(3)効果的・効率的な処理体制の構築、(4)環境に配慮した処理体制の構築としております。

基本施策Ⅴ、健康的で快適な生活環境づくりの促進では、施策として、(1)高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進、(2)不適正排出対策等の取組、(3)生活排水の適正な処理、(4)産業廃棄物の適正処理の促進としております。

下段を御覧ください。第5章、推進体制・進捗管理でございます。府内関係部署で構成される会議体で推進を図るとともに、P D C Aサイクルを基本とした進捗管理を実施しております。また、ごみ排出量をはじめとした状況を年次報告書として取りまとめ、環境審

議会に毎年度報告して意見聴取するとともに、ホームページ等で公表しております。

以上、簡単ではございますが、資源循環部会からの報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○佐土原会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問があれば発言をお願いしたいと思います。会場の委員の方は挙手いただければと思います。オンラインの方は手を挙げるのボタンですね。いかがでしょうか。

○與本副会長

與本です。私は市民委員なものですから、一般廃棄物の粗大ごみについてお伺いしたいと思います。

粗大ごみは、今、券を買って、曜日を決めて収集している状態だと思いますが、宮前区にジモティーという施設があって、そこでリユースをしていますよね。これは令和4年からの実証実験ということで、要するにリユースをして、なるべく粗大ごみを減らそうというような目的でやってこられたと思うんですね。今年の2月にたしか、久地にももう1か所あったと思うんですが、そこを閉鎖されていますよね。ですから、粗大ごみの発生量とリユースの関係がどれぐらい効果があったのか、その検証結果を教えていただきたいのですが。よろしくお願ひします。

○事務局（減量推進課長）

減量推進課の山田でございます。

今、與本副会長から御紹介がありましたとおり、ジモティースポットということで、令和4年度から始めておりまして、川崎久地と川崎菅生と2か所ございまして、川崎久地は、與本副会長がおっしゃったとおり、2月に閉鎖しております。昨年度の川崎菅生の実績としまして、約500トン以上のリユースが行われて、その分、ごみが減ったというふうに考えておりまして、民間主体で市と連携して進めているというところで、非常に大きい効果が出ている取組になっております。検証中のところでございますが、効果といたしましては、今伝えましたとおり、500トン以上のリユースが図られて、引き続き取組を行つ

ていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○佐土原会長

そのほか、いかがでしょうか。寺園部会長、お願いします。

○寺園部会長

寺園です。部会長として、今、この場でこういうお尋ねをしていいのか、申し訳ないのですけれども、少し確認をさせていただきたいのです。

今出ています資料1－2の1枚目のところで、概要版なので、かなりコンパクトに詰めた書き方をしていただいているのですけれども、部会で、先ほど申し上げたとおり、8回ほど議論しまして、しばらく計画の名前が仮称ということで定まっていない時期がありまして、1枚目の左下にあります計画の位置づけとして、(仮称)川崎市循環型社会形成推進基本計画と、その下に同じく(仮称)川崎市循環型社会形成推進行動計画とあって、行動計画は行政の内部で定めるということで、右上のはうにもありますように、4年ごとと、基本計画のはうは12年間、まさに答申を求められて議論してきたわけですね。

何を申し上げたいかといいますと、確かに一般廃棄物処理基本計画の答申を求められ、今回の答申案に至っているのですけれども、一般廃棄物と産業廃棄物の枠組みにとらわれず、包含した計画としてつくりましょうということで、基本計画の名称は循環型社会形成推進基本計画の方向が長かったと思うのですけれども、事務局のはうで確認をお願いしたいのは、仮称というのはなくなって、一般廃棄物処理基本計画に戻るということかの確認を、お願いできますでしょうか。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

計画名称についての御質問でございますが、計画名称につきまして、今回、諮問といたしましては、一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理指導計画を諮問させていただいているところでございます。一般廃棄物と産業廃棄物、今までそれぞれ計画を作つておりましたが、それが統合されて1つの計画として今回取りまとめていただいたと考えてございます中で、計画名称につきましても、今、審議会の答申という中で、仮称という形で循環型社会形成推進基本計画、行動計画という形でお示しさせていただいてございますので、

こちらの答申を踏まえまして、最終的な計画名称につきましては、行政計画を策定する際に改めて、仮称を撤去するとか、含めた作業のほうはさせていただきたいと思いますが、行政といたしまして、いただいた答申の名称も受け止めながら、行政計画の際に定めさせていただければと考えてございます。

○寺園部会長

もう1回確認ですけれども、そうしましたら、今回、答申案としてお示しするのが、一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方についてであって、その中身としては、(仮称)川崎市循環型社会形成推進基本計画というのを仮称としてつくっているので、最終的には答申する場合には、そちらのほうが確定した形となって、基本計画の名称としては、どういう形になるか、これは一般廃棄物処理基本計画等という中にこの循環型社会形成推進基本計画が入っていることになるのか、最後の形式的なところの落としどころは事務局預かりになるのでしょうか、それとも、これは審議会のこの場で、今何かオーソライズしてから上げるのか、もう1回確認させてください。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

こちら、最終的に答申としていただく計画名称の案ということで、全体を取りまとめた川崎市循環型社会形成推進基本計画というのを審議会として御提示いただく認識でございますので、今、答申案にもありますとおり、仮称という形で、このまま答申をいただければと。こちらの循環型社会形成推進基本計画のほうにつきましては、小さく右下のところにあるのですけれども、現行の一般廃棄物処理基本計画、産業廃棄物処理指導計画が統合された計画といたしまして、循環型社会形成推進基本計画という形で御答申をいただくというところでございます。最終的行政計画として今後の手続を進めていく形になるのですけれども、そういったところで、今回いただいた答申の名称も含めて、最終的には市のほうで手続を進めさせていただければと思ってございます。

○寺園部会長

そうしましたら、環境審議会としては、現在の計画の改定の考え方についてということで答申をして、最終的にはそれがどういう名称に落ち着くかというのは、審議会と部会のほうにも後で報告はしていただけるということでおろしいですか。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

その方向で調整させていただければと思います。

○佐土原会長

ほかにいかがでしょうか。御質問でも構いませんけれども。特段ありませんでしょうか。

ないようでしたら、私のほうから御質問させていただければと思います。今後の取組の中で、CCUSということも出ていたと思うのですが、これから清掃工場から出てくるCO₂の処理というのは、最後まで残ってくるというところだと思います。このCCUSというのは、具体的にどんな用途に展開していくようなことを、まだこれからなのかもしれませんけれども、もし何か考えておられることがあれば教えていただきたいと思いました。

○事務局（処理計画課長）

処理計画課です。CCUSにつきましては、今年、廃棄物のカーボンニュートラルを目指した中長期的な整備構想を策定しまして、その中で段階的にステップを踏みながら、CO₂の削減に取り組んでいく計画としております。今言われたとおり、CCUSに関しては、まだ国全体挙げても制度的な技術的なものもかなり課題がありまして、発展しながら回収の方法を進めてきますが、先ほど言いましたとおり、ステップを踏んで、動向を見ながら、最終的には大規模回収でCO₂を排ガスから回収して、利用も基本的には川崎には臨海部にいろいろな産業がありますので、事業者と連携しながら、使用方法についても検討を進めていく方向になっております。

以上です。

○佐土原会長

川崎市は工業地帯のいろいろな技術も国に先駆して蓄積があるということですので、このあたりの技術については、かなり国を牽引していただくようなことができる可能性があるのかなと期待しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、関口委員。

○関口委員

1点だけ確認させていただきたいのですが、4枚目のところで、一般廃棄物を2037年度までに、パーセンテージではなくて、絶対量として減らすというお話があったのですが、その前のところ、2ページの話のところで、現在の減少量と前倒しという話があったんですが、グラフを見ていると、ある程度、下げ止まっているような印象もあって、この後の削減量というのは、人口増加とか、年齢のバランスとかでかなり変わってくると思うのですが、そういうのも組み込んだ形での計画ということでおよろしいのか。川崎市、結構人気があって、この先も人口が増えていくんじゃないかという報道もありましたけれども、そういうのを考えて、これから人が増えていく中で、年齢層も変わってきて、もしかしたら若い人が入ってくるかもしれないとか、そういうようなこともある程度考えた上での減少量として考えているのかというところが結構重要なと思うのですが、その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

目標についての御質問でございますが、資料1-1のページで言いますと84ページに、今回、説明は時間の関係で割愛させていただいたのですけれども、ごみ排出量等の目標の設定に向けた考え方を部会で取りまとめた資料をつけさせていただいているところでございます。

まず、大前提といたしまして、今回、特にごみ焼却量につきましては、バックキャスト的な考え方で設定させていただいたございまして、2050年度という長期的な目指すべき将来像を今回設定していただいたところでございまして、それに向けて、ごみを限りなく、最大限、焼却量を減らしていくかなければいけないというところで、シンボリックにはなるのですけれども、今、焼却場は3処理センターあるのですけれども、約23万から24万トンになれば、2処理センターも可能になるというところがございますので、そういったところをベースにしながら、2037年度からバックキャストしてきたところでございます。

こうした中で、次のページのところで、1人1日当たりの排出量も書いてあるのですけれども、設定につきましては、近年の排出動向、ペーパーレス化の影響、今後になりますと、高齢化が進むと紙おむつも増加するなど、そういったところも試算させていただきながら、今回、設定をさせていただいたという形でございます。

○與本副会長

與本です。今、3処理センターから2処理センターについてちょっとお伺いしたいのですけれども、処理センターは老朽化とか、あるいはいろいろな施設の更新とかで、今現在、たしか建て替え中のところもございますよね。以前の計画だと、稼働しているものと、必ず1か所、更新のために、容量というか、空けていて、更新のときにキャパがちゃんと賄えるようにサイクルといいますか、それをやっていらっしゃったと伺っている。私はそれはすごくいいなと思っていたんですよ。何かあったときに、例えば故障があったときとか、いろいろな自然災害とかが起こる可能性もありますし、アクセスできないとか。ですから、それを減らすのはもちろん効率がよくなるということは分かるのですが、そういう自然災害とか、あるいは稼働率だけではなくて、余力を持ったほうが、私はむしろいいかなと思っているんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

今回、2処理センターというのも、一定の分かりやすいさで出させていただいたところでございますが、2処理センターにする方向性が確定しているわけではございませんので、当然、ごみは減少させていかなければいけないという中で、効率性を考えれば2処理センターを目指すとと思うのですけれども、今、委員からおっしゃっていただいたとおり、まさに災害、トラブル、そういうったときにも廃棄物行政というのは安定的に、止まってしまうと市民生活に大きな影響が出ますので、それを安定的な視点も十分持ちながら、検討させていただきたいと思ってございます。

○寺園部会長

部会長として、今いただいたような議論も部会の中でもありましたということを補足させていただきたいのですけれども、やはり安全を見て、あるいは災害に対応するために、3処理センター残すという考え方も十分あるという議論もありました。一方で、市内に3つ焼却炉をはじめとする処理センターがあり続けるということが、排出量、焼却量が下がっていく中で、果たして適当だらうかと。やはり2つになるということが、シンボリックという言い方もされましたけれども、市民に対しては、大きいメッセージになるとも考えております。

また、先ほど C C U S の話がありましたとおり、確かに臨海部のほうで最後の受皿的なポテンシャルというのはあるのですけれども、 C C U S に限らず、いろいろなことにチャレンジしようとする場合は、臨海部以外のところでも、何らかの前処理施設的なものか、あるいは技術開発を行うような場所にまさに余裕を持っておいたほうがいいかも知れないという個人的な気持ちもあります。 C C U S の技術的な見込みというのは、まだまだ正直、これからで、まさに会長がおっしゃったとおり、国を待つのではなくて、川崎市が国をリードしていくべきと思っております。そういった中で、既存の施設をずっと持ち続けるということではなくて、できることをできるだけ前倒しで進めていく、結構大変な道だと思うのですけれども、そういったことの一環としても、 3 処理センターから 2 処理センター体制への移行ということは、部会としてもまさに支持した、その方向で行きましょうということで合意したところであります。

また、先ほど一般廃棄物の排出量の話もありましたが、確かに今、資料 1-1 のところで、具体的に必ずどれだけにしなければいけないという目標があるわけではなく、なかなか立てにくいというところもありますて、それ以上減らすのは難しいのではという気持ちも正直ないわけではないのですけれども、一方で、 10 年前、 20 年前を考えると、この辺なのじやないかと思いながらも排出量が下がってきたのもあって、ポイントは、生ごみや紙おむつ、その辺をどうするかということ、それから、川崎市はまだ有料化もしていないので、そういうのは多少影響するかもしれない、まだまだポテンシャルはあると思いますので、川崎市がぜひごみの排出抑制、技術開発、 C C U S 、などで国をリードしていっていただきたいと思います。

以上、補足です。

○佐土原会長

貴重な御意見、ありがとうございました。そろそろ予定した時間なのですが、皆様、ほかに御意見、御質問等はよろしいでしょうか。

それでは、今、活発な御意見をいただきましたので、このあたりで取りまとめに移りたいと思います。

ただいま、皆さんの御意見を伺ったところ、今回の答申案に関して、当審議会で答申を行うことについて、ほぼ御了解いただけているかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論を踏まえて、もし何かつけ加えることが、今の御意見を反映する

ようなことがあれば、それについては寺園部会長と事務局で調整いただいて、私のほうで確認した上で、市長へ答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

8回にわたって部会を開催いただいて、熱心な議論をいただきまして、寺園部会長、それから、資源循環部会の方々にこの場でお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、次に、答申の形式について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

それでは、答申の形式につきまして御説明をさせていただきますので、資料1-3を御覧ください。スライドの1の表紙を御覧いただきますと、先ほど報告書の資料1-1から、タイトルを、（答申）（案）と変更してございます。また、右、一番下、日付の横のところになりますが、川崎市環境審議会としてございます。

次のスライドを御覧ください。はじめにでございますが、先ほどの部会報告では部会として取りまとめて報告するという形式でございましたので、下線部のところを環境審議会として取りまとめたという形式に改めてございます。

次のスライドを御覧ください。こちらは、資料1-1で申し上げますとスライド103に当たりますが、審議会の開催経過において、10月10日の資源循環部会までの記載としていたところでございますが、一番下に下線で示してございますが、本日の審議会で議論したということを追記してございます。

説明は以上でございます。

○佐土原会長

御説明ありがとうございます。部会からの報告に沿って、審議会の答申の形式を整えるという説明でございました。

この答申については、私から福田市長に答申をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、議題1は以上で終了とさせていただきます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題2「川崎市緑の基本計画の改定についての諮問及び自然共生部会の設置について」の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から諮問をお願いいたします。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課、坂でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。なお、委員の皆様には事前に諮問書の案を送付させていただいておりますが、その内容から変更はございません。

資料2-1を御覧ください。

川崎市緑の基本計画の改定について（諮問）

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第8条第3項に基づき、緑の基本計画の改定について諮問いたします。

（諮問の趣旨）

本市においては、平成30年3月に改定した「川崎市緑の基本計画」に基づき、緑の保全及び緑化の推進、公園緑地の整備など、多様な施策を展開することにより、樹林地の保全を進めるとともに、公園の整備、建築行為等に伴い保全及び創出された緑化地等を保全及び創出し、さまざまな主体との協働により緑の総量の確保に取り組んでまいりました。

こうした取組を展開する中で、令和元年東日本台風などの大規模自然災害をきっかけに公園などのオープンスペースが果たしている雨水流出抑制の機能が流域治水の観点から注目されるとともに、昨今の気候変動等に伴う夏の酷暑においては、市街地の樹木が欠かすことのできない都市のオアシスとなるなど、あらゆるインフラにおいてグリーンインフラの取り組みを進めるべき状況となっています。また、人口増加が続いてきた本市においても少子高齢化が進み、今後人口減少を迎えることから、地域の誇り、まちの活力の向上に向け、多様な主体とみどりをつなぐグリーンコミュニティづくりをより一層進める必要があります。

については、これまでの成果及び社会情勢の変化等を踏まえつつ、気候変動対策、生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等への対応に向けて国が示した「緑の基本方針」（令和6年12月）にも対応し、「みどりのKAWASAKI宣言」（令和7年4月）が目指す持続可能なよりよい社会の実現に向けて令和10年度を始期とする新たな基本計画の改定について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立ったご意見を伺うものです。

以上でございます。

○佐土原会長

ありがとうございました。

ただいま諮問を受けましたので、「川崎市緑の基本計画の改定についての諮問及び自然共生部会の設置について」、審議に入ります。

まず事務局から、川崎市緑の基本計画の改定についての説明をお願いいたします。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

それでは、川崎市緑の基本計画の改定について御説明させていただきます。

資料2-2を御覧ください。1の概要でございますが、緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく計画で、市の緑の将来像や方針、目標等を定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

- (1)法・条例上の位置づけ及び他計画との関係性について示したものでございます。
- (2)計画期間につきましては、2018年度から2027年度の10年間となっております。
- (3)基本理念につきましては、「多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ」となっております。

次に(4)計画の基本的な考え方及び施策展開の構成につきましては、左下、基本的な視点を3つ、右に移りまして、将来像につきましては、協働、みどり軸、みどりの拠点、緑と水のネットワーク、グリーンコミュニティの要素ごとに5つ示しています。

さらに右に移りまして、将来像に対応した5つの方針を定めており、さらに右には、3つの基本施策、プロジェクト、プロジェクトを支える40の実施施策を定めた計画となっているところでございます。なお、右上には長期的な視点からの展望を示した緑の将来像図をお示ししております。

続きまして、2枚目をお開きいただければと思います。2、成果と課題についてでございますが、(1)自然的環境の経年変化につきましては、2006年度からの定量的に調査を行っているものでございまして、直近の2020年度の調査では、300平方メートル以上のまとまりのある樹林地が14年間で67ヘクタール減少しているところでございます。

右に移りまして、(2)緑の目標値と進捗状況につきましては、施策展開を行う緑の総量及び施策展開による緑ある暮らしについて、次の表のとおり、目標値を定めておりまして、2024年度の施策展開を行う緑の総量は、市域面積の30.3%となっているところでござ

います。

右下に移りまして、ア、樹林地保全の推移につきましては、計画策定時と比べて13ヘクタールの増加となっていますが、近年は横ばいとなっているところでございます。

次の3枚目のページを御覧ください。左上になりますが、イ、公園、農地、緑化地の推移につきましては、計画策定時に比べ、公園が31ヘクタール増加、緑化地が30ヘクタール増加、農地が21ヘクタール減少しているところでございます。

左下に移りまして、ウ、市民の緑の満足度につきましては、計画策定時と比べて8%増加しているところでございます。

右上に移りまして、エ、市民植樹運動による累計植樹本数につきましては、2019年12月に100万本植樹を達成し、計画策定時に比べ62万本増加しているところでございます。

右下に移りまして、オ、緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合につきましては、2020年度に、緑に関する活動への参加意向に関して市民アンケートの調査項目を変更したことから、この結果との比較になりますが、2025年度については、緑について取り組んでみたい活動を選択した人の割合が13%減少しているところでございます。

次の4枚目をお開きください。(3)5つの将来像に基づく取組の成果と課題となります。5つの将来像ごとに3つの基本施策である緑のパートナーづくり、みどりの空間づくり、グリーンコミュニティづくりに基づき色分けをし、整理しております。

ア、協働の基本方針における成果につきましては、左上のとおり、928か所、71.8%の公園において、地元ボランティアが管理しておりますことから、引き続き、本市の緑を支える基盤となっているところでございます。

右上に移りまして、課題といたしましては、ボランティア団体の参加者の高齢化に対する新たな担い手の確保に向け、中間支援を含めた協働の仕組みづくりが必要となっているところでございます。

次の5枚目を御覧ください。イ、みどり軸の基本方針における成果につきましては、左上のとおり、多摩川崖線軸・多摩川丘陵軸においては、緑地保全施策川崎方式の展開により、市に残った一定規模以上の樹林地の約60%となる253ヘクタールを保全しているところでございます。

中段の多摩川軸については、オープンスペースを生かした多種多様な主体により社会実験が実施され、新たにぎわいが創出されているところでございます。

右上に移りまして、課題となりますが、多摩川崖線軸・多摩川丘陵軸におきましては、

樹林地におけるナラ枯れや樹木の過密化等を踏まえ、樹木更新への対応や生物多様性の回復等に向け、これまで以上に人が緑に関わることが必要となっているところでございます。

中段の多摩川軸につきましては、国の河川整備計画や治水事業を踏まえ、流域治水の観点から、雨水流出抑制につながる雨水浸透などグリーンインフラの取組を進めるとともに、生物多様性の取組や河川敷の使い方の見直し、新たな利用を踏まえた環境整備が必要となっているところでございます。

次の6ページ目をお開きください。ウ、みどりの拠点の本市における成果につきましては、大規模公園等におけるものといたしまして、富士見公園では、民間事業者による再編整備が進み、緑化フェアのコア会場として供されるとともに、日常から幅広い世代に利用され、富士見地区のイメージ向上にも寄与しているところでございます。

下段の身近な公園関係におけるものといたしまして、公園未充足区域32地区のうち、3地区で未設置地区を新たに解消したところでございます。

右上に移りまして、課題となりますが、大規模公園等におけるものといたしまして、総合公園については、拠点としての機能維持・更新に伴う取組を継続することが必要となっているところでございます。

下段の身近な公園関係といたしまして、身近な公園の配置について立地や機能・規模を踏まえた再検討が必要になっているところでございます。

次のページをお開きください。エ、緑と水のネットワークの基本方針における成果につきましては、左上、河川や街路樹の緑を保全し、多様な緑拠点や多摩川崖線軸、多摩川軸を結ぶ緑と水のネットワークを維持しているところでございます。

右上に移りまして、課題となりますが、樹木の老木化等に伴う倒木等が懸念されているため、樹木の植替えに合わせた多様な緑化に向けた検討が必要となっているところでございます。

左側中段のグリーンコミュニティの基本方針における成果につきましては、左側、身近な公園におきまして、子育てを支援する団体によるお母さん同士の交流、地域主体のマルシェの開催による高齢者と子育て世代の交流など多様なコミュニティが生まれているところでございます。

右側中段に移りまして、課題となりますが、身近な公園で多様な取組ができることが知られていないため、市民に使い方を知ってもらい、使いこなせる市民を増やすための支援

の強化が必要となっているところでございます。

次の8ページ目をお開きください。3、社会情勢の変化等への対応については、(1)国が策定した緑の基本方針等への対応が必要になっているところでございます。緑の基本方針は、都市緑地法の改正を受け、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通省が緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項等を定めたものでございます。

図の緑色の枠内のとおり、全体目標といたしましては、将来的な都市のあるべき姿として「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」として、赤字の下線部分のとおり、市街地については緑被率が3割以上となることを目指すなどを示しております。さらに個別目標として、環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市、人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市、Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市の実現に向けた取組や関連する手法等を緑の基本計画に位置づけていくことを促しているものでございます。

次に(2)本市における状況変化等につきましては、ア、みどりのKAWASAKI宣言への対応として、第41回全国都市緑化かわさきフェアの閉会式において、100年先の未来への誓いとなるみどりのKAWASAKI宣言を行ったものでございまして、内容は枠内に記載のとおりとなっております。現在、宣言の実現に向けて川崎市みどりの将来像の実現に向けた事業推進懇談会を設置し、検討を進めています。

右側、中段に移りまして、イ、人口動態として、人口減少の進行や子育て世代と思われる層の転出超過への対応、ウ、気候変動への対応として、暑熱対策や高頻度化・激甚化する災害への対応、エ、強靭な都市づくりとして、大規模地震の発生に備えた対応、オ、DXの推進として、業務効率化やサービス向上などについて対応する必要があるところでございます。

次の9枚目をお開きください。4、改定に向けた考え方になりますが、既存計画では、市民や民間企業等多様な主体との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指してきましたが、本改定においては、既存計画の成果と課題を踏まえるとともに、中段で示すとおり、国の緑の基本方針や本市の状況変化等に対応してまいります。

これらを踏まえ、最下段に、改定に向けた取組の方向性(案)及び論点イメージとして、方向性(案)については、生物多様性につながるみどりの基盤づくり、みどりをつなげる人の輪づくり、みどりの価値を実感できるまちづくりとし、右側の表に方向性を踏ま

えた論点イメージを整理しております。

次のページをお開きください。10枚目になります。5、スケジュールになりますが、令和9年度末の改定に向け、今年度は既存計画の成果と課題等の整理等を踏まえ、改定に向けた考え方を整理し、令和8年度は都市公園の整備及び管理に関する事項など個別施策について検討を進め、年度末に緑の基本計画の素案を取りまとめます。最後の令和9年度については、計画書としての取りまとめを行う予定でございます。また、審議に併せまして、市民意見の把握等のため、ワークショップやトークイベントなどを適宜実施し、市民参加型により検討を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○佐土原会長

御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問があれば発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、濃沼委員、お願いいたします。

○濃沼委員

濃沼です。先ほどの資料の中で、緑被率30%を目標にするということで、大変すばらしい目標になっているのですけれども、実態を見ると、課題の中に幾つか上がっておりましたが、二ヶ領用水のところ、ここに以前は桜が植わっていて、市民が大変楽しんでいたんですけども、桜そのものが老木化しまして、ソメイヨシノですと60年ぐらいが寿命になっておりますけれども、それによってどんどんどんどん枯れていってしまう。そこに植樹をしようとして、護岸が傷んでしまうので植えられないということで、大変大きな課題になっているのではないかと思います。

それから、もう1つは、果樹園が川崎のエリア、果樹をやっている方が特に多摩区とか高津区とか、そういったところでどんどんどんどん減っていってしまっているのですね。それで、先ほど言った30%を守っていくためには、ぜひこの果樹園をなくさないような努力をお願いしたいところなのですけれども、果樹をやっている方は、都市化が進んでくると、どうしても、度々やる消毒が近所の方の迷惑になるとか、そういうようなことで、なかなか消毒をかけるのも大変な状況だと。それから、高齢化が進んで、息子さんたちはサラリーマンになってしまいうといふようなことで、これを維持していくということが結構難

しい状況になっているのですけれども、その辺のところをどうしていくのかというのが1つの大きな課題ではないかと思います。

それから、もう1点ですけれども、公園に植樹をすると、小さい木のときは、皆さん楽しんでいただくのですけれども、すぐに大きくなってしまいまして、大きくなると途端に、木が邪魔しているので伐採してくださいというようなことが生じるんですね。そうすると、それにかかる費用が、これは道路公園センターだと思いますけれども、莫大にかかるので、なかなか経費上、切ることが難しいというようなこともございまして、この辺をどうしていったらいいのかということが、これから取り組んでいただく改定案の中で、ぜひ十分議論していただけるとよろしいのではないかと思います、御提案をさせていただきます。

○佐土原会長

いろいろ課題についての御指摘、御意見、ありがとうございました。これは事務局として何か回答されることがありますか。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

貴重な御意見をありがとうございます。おっしゃるように、二ヶ領用水の桜の並木だつたり、そういった植栽は景観的にも、緑の回廊という意味でも非常に重要でございます。それをきちんと河川の緑地についてもグリーンネットワーク、緑のネットワークという意味では非常に重要でございますので、どうやって樹木の更新とか維持していくか、こういったところも議論していきたいと思います。

それからあと果樹園の件でございます。確かに緑被率30%を考えていく中で、緑、農地も都市にあるべきものと都市緑地法でも捉えてございます。こういったものも減少傾向にある中で、どれだけ減少を抑えていくかということ、これは経済労働局の農政部局とも連携しながら、生産緑地を含めた緑の維持に関する話をきちんと整理できるようにまた進めてまいりたいと思います。

公園の樹木が大きくなつて近隣の迷惑になるということについても、個々の公園の設計的な話になるかと思いますけれども、緑陰とか、そういったものがこれから非常に重要になりますので、近い方は迷惑施設になりますけれども、全体として緑の大切さをきちんと市民に理解していく中で、なるべく維持しつつ、管理もしていくというような、そこが

緑の質を高めて、緑の価値をもっと市民の方に分かっていただくような、そういった啓発とか発信も必要かと思いますので、併せて御意見としていただきまして、議論の中に含めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐土原会長

それでは、吉村委員がオンラインですけれども、手を挙げられているので、お願ひしたいと思います。

○吉村委員

緑の基本計画に関して御説明ありがとうございました。私はこの分野はあまり詳しくはないのですけれども、気がついたところを共有させてください。

現場の状況を非常に踏まえたアイデアをたくさん盛り込んでいただいているなという印象です。若干気になったのが、市長からの諮問の趣旨を読んでみると、背景情報として、流域治水ですか、グリーンインフラの様々な機能の中で、治水の話だったり、生物多様性だったり、コミュニティづくり、気候変動対応というところ、Well-beingですか、そういったキーワードが入っているんですが、その辺の重要な機能面の評価というか、モニタリングというところが、若干あまり明確になっていないところがあるなというのが、この現状の検討の方向性の資料の中で感じました。

具体的には、資料2-2の9ページに、取組の方向性（案）及び論点イメージというのがありますよね。この辺が全体の方向性かなというふうに理解をしました。生物多様性というキーワードが入っているのですけれども、例えば流域治水の面での効果というのがどの程度期待しているのかどうか、あとは、生物多様性に関しても、どこにどれぐらいの多様性を求めるのかですか、炭素固定の話と、あとは、Well-beingもありますかね、Well-beingはなかなか難しいと思うのですけれども、そういった緑地の総面積というのはまず大前提として確認しないといけない点ではございますけれども、各緑地の機能というか、植生としての質があって、それがどういう機能を発揮しているかという、その辺の戦略的な部分が若干まだ見えていないのかなという印象を受けました。最終的に緑地を最大限増やしていくと、Well-beingを向上させることには間違いないと思うのですけれども、少し戦略的にグリーンインフラの各機能をどこでどういうふうに強化したいかというところを盛り込めると一番いいのかなと思いました。まだ知見として限られていますのでとい

うところと、技術的にもなかなか難しいところはあるのは理解しているつもりではあるのですけれども、そのあたりの市長の諮問と今後の検討の方向性の若干のズレが感じましたので、そこを再確認いただくといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○佐土原会長

貴重な御意見ありがとうございます。それでは、一言、回答をお願いいたします。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

吉村委員、ありがとうございます。流域治水、生物多様性、Well-being、それから炭素固定と、グリーンインフラとしての機能、こちらのほうでも諮問文に上げさせていただいている。これまでの計画づくりにおいては、このあたりが目標設定においても量である程度していって、国の緑の基本方針において3つの個別目標を計画の中に落とし込むというような内容になっております。ですので、我々もこういった流域治水であれば、例えば多摩川流域の緑がどの程度公園とか緑地で雨水を浸透して浸透機能を有しているか、そういったものをどういうふうに緑を盛り込むことで増やせるかという数値的なことでありますとか、生物多様性についても、どういった種の考え方で判断して、それを実際モニタリングをどこまでやるかでありますとか、炭素固定については、緑のある程度既存の実績で固定値を上げていくことがありますとか、あとWell-beingに関しましても、非常に定性的なもので、これもどうしていくか、こういったところを改めて今回、まだまだ我々もここは定量化ができないところですので、これを市民に分かりやすい形で、できる限り定量的なものとして計画目標等に定めていく必要があると思っております。このあたり、専門の先生方の知見をいただきながら、議論を進めていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○吉村委員

ありがとうございます。なかなか、すぐにという話ではないと思いますので、その辺の方法論をつくっていくという部分を場合によっては今後10年の計画の中に、1つの段階として入れるのも意味があるなど、1つのオプションとして御検討いただければと。

先ほど触れるのを忘れてしまったのですが、身近な問題として、花粉の対策を長期的に

は、たしか日本全国でキーワードになっていたと思いますので、川崎市の中の森林のウエートがそれほど高くはないと思いますけれども、森林というか、緑地の質を考えるとき、植物の種構成を考えるときに、その辺も大事になってくるという部分と、あとは、イノシシだったり、熊のニュースが最近多いですけれども、獣害も関連するかと思いますので、そこも市民の住環境として忘れられないところかなと思いました。

ちょっと余計なコメントでしたけれども、以上になります。

○佐土原会長

ありがとうございました。

それでは、そのほか、御質問、御意見はありますでしょうか。大久保委員、お願いいいたします。

○大久保委員

大久保でございます。先ほど濃沼委員も言わされていましたけれども、農地ですが、農家さんが、高齢化になって、相続が発生すると、農地だけではないのですけれども、土地を売却されている方が多く、それでその農地を残すために、農協としては、農地を購入していただける農家の方を探したりしているところでございまして、農地を残そうと頑張っているところであります。市民の皆様も、土に触れる機会が少ないものですから、農地を残してくださいというお話も多いので、農協もふれあい農園やあぐりっこ農園をやらせていただいているところでございます。

気になったのは、一番最後のページに、市民との計画づくりということで、オープンハウスという言葉が出てきますけれどもそこら辺が分からないので、教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○みどり・多摩川事業推進課長

オープンハウス型説明会という形なのですから、説明を教室形式でやるのではなく、我々の考え方をボードに御提示して、いつでも来ていただくと説明を差し上げるという、今、説明のやり方を広くやるやり方で考えております。すみません、記載が不十分でございました。

○大久保委員

吉村委員も言われておりましたけれども、今、鳥獣の被害がかなり多くて、ハクビシンは当然ですけれども、アライグマ、カラス、タヌキですね、いろいろな形で農家さんの食物を食べているので、その対策も川崎市の皆さんと一緒に対応しているところでございます。余計な話をしまして、すみませんでした。

○佐土原会長

そろそろ時間であるのですけれども、そのほか。それでは、濃沼委員。

○濃沼委員

1点ほど追加をさせていただきたいと思うのですけれども、生物多様性というふうに書かれていて、皆さん、いろいろな多様性ということで、人の多様性もいろいろありますけれども、植物の多様性ということもあるし、いろいろあると思うのですが、もともと川崎市の中に育っていた生物、これを大切にすることが必要だと思うんですよね。それで、部外から例えば公園に植樹しようというときに、全く違う環境のものを公園の中に植えてしまうと、もともと川崎市にあった緑が消えてしまう可能性がありますので、多様性といったときには、ぜひその点を考えた上で多様性を扱っていただけるとよろしいかと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

川崎の地域種というのにはありますので、そういうものを例えれば植栽するときに選ぶとか、どこまで、遺伝子レベルなのか、そこがありますけれども、地域種というものを大切にして、川崎にはそういうものを植えていくという、それは大事な視点だと私どもも考えております。そういうものを盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐土原会長

ありがとうございました。

それでは、寺園委員、お願いします。

○寺園部会長

寺園です。専門外なのですけれども、10年間、環境審議会に参加させていただいて、この川崎市の緑の基本計画に基づく緑地保全の取組については大変敬意を表しているところです。それで、川崎市ならではの先ほど農地も含めた緑地の機能などのメリット、獣害などのデメリットということを認識して、改定の作業を進められるのは大変いいことだと思うのです。1点質問したかったのは、川崎という基本的には都市、都会の中での緑地保全をする上で、私も海外とかを見てきた中で、クライインガルテン、そういうものがこここの検討の対象に入るのかどうか、私、さっとお話を伺って、資料を拝見したところ、見えなかつたのですけれども、先ほど土と触れるみたいなことを考えると、そういうことももしかしたら大事かもしれないと思って、これから議論だと思うのですが、今の時点でそこまで含まれているのかどうかというのをお伺いしたかったものです。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

資料の緑の拠点のところのページになりますけれども、身近な公園の関係の右下のほうでございます。公園等でもそういったクライインガルテンみたいな、農に関する体験みたいなものを今後盛り込んでいく、農地でいろいろな体験農園なども農政部局、やっていますけれども、そういった土に触れる機会みたいなものも、公園で野菜を育てるとか、そういった体験みたいなものも今後展開できればというふうに課題のほうで書かせていただきますけれども、こういった市民の関心も高いので、進められればと、これから仕組みづくりなどについても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○佐土原会長

どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ時間ですので、御意見はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、諮問の取扱い等について事務局から御説明があるということですので、お願ひいたします。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

それでは、資料2－3を御覧ください。

自然共生部会の設置及び諮問の取扱いについて（案）

部会の設置、諮問の付議及び決議について

諮問案件「川崎市緑の基本計画の改定について」は、専門的な調査・審議を行う必要があることから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第1項の規定に基づく部会として「自然共生部会」を設置するとともに、規則第14条の3第1項の規定に基づき、具体的な調査・審議を同部会に付議し、同条第2項の規定により、付議を受けた部会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

続きまして、資料2－4でございますが、自然共生部会の委員一覧になってございます。以下のとおり、5名の委員のほか、2名、臨時委員として、高田委員、坂倉委員に、それぞれの専門的な知見をいただきながら、自然共生部会での審議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐土原会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました部会の設置について、委員の皆様から御賛同いただければ、資料にあるとおり、部会を設置したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○與本副会長

與本です。たしか、昨年、この審議会が始まったときに自己紹介をさせてもらったと思うのですが、私、今、宮前区在住で、特別緑地保全地区ふれあいの森約1万平米のところでずっとボランティア活動を20年やってきました。それは初めは本当に荒れたやぶみたいなところから始めて、私はそのボランティア団体の発起人の一人であり、今も月2回、小さなお子様から年配の方まで、みんなで森を守る活動をしております。また、川については、市内の川で魚道をつくったり、あるいは3面コンクリートの床を一部剥がしてアユを戻してたりとか、そんな活動も30年近く、地域でやってまいりまして、この部会にぜひ参加したいと思っておりますので、よろしければ御了承いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐土原会長

ただいまの話についていかがでしょうか。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

與本副会長から多大なお言葉をいただきまして、これまで川崎市政の緑地の関係、貢献いただいたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

今いただいた部会への就任ということでございますけれども、基本的に審議の中で円滑に行う、それからあと、専門的な知見に加えまして、市民委員、団体の代表の方という形で進めてございます。仮に市民委員の皆さんの中で、與本委員以外にも自然共生部会に入りたいというようなケースになった場合に、そのときに、皆さん、お入りくださいとなりますと、さらに人数が増えてしまったり、もしほかの分野で部会を設定する際にも、同じようなことが起きるということで、基本的には部会の形で、必要最小限の中で審議すべきと考えております。ですから、変更に関しては、委員がどなたか欠けたときとか、市民委員に関しては、公募委員が欠けたときとか、極めて限定的な取扱いとして考えておりますので、この案の形で進めさせていただければと思っています。ただ、我々、先ほど御説明差し上げましたように、與本副会長の市民協働とか地域活動の経験は、基本計画の改定においても貴重な意見となりますので、市民の御意見をいろいろと私どもはこれからヒアリングなどを行ってまいりますので、そこで密に御経験の御意見を伺いながら進めさせていただければと思いますので、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

○與本副会長

人数が増えるという話なのですけれども、当初5名から7名に今増えていますよね。学識経験者の方。私、1人増えても8名なのですよ。それがそんなに審議に支障があるかどうか。それと、当初5人のうち、市民委員の方がたしか2名でしたよね。割合として40%なのですよ。今、7名で2名で、割合がかなり減っているんですよ。仮に私が参加しても37%ですから、バランス的にはちょうど当初の設定と変わらないし、この部会の委員をそもそも決めるというか、それは会長の指名によると規則に書いてありますよね。ですから、事務局からそういうことをおっしゃるのはちょっとおかしいんじゃないかなと思いますね。あくまでこの審議会、会長の意向に沿って部会の委員は決めるべきで、事務局からそういうことを言うのは、ちょっとそれは勇み足じゃないかなと私は思います。

○佐土原会長

池田委員、お願ひいたします。

○池田委員

自然共生部会の委員に私は選ばれてはいるんですけども、事前に打診があったかというのもちょっと記憶になくて。というのと、個人的な理由で、今後、海外に赴任する予定もあるというところもあって、任命されても思うように動けない状況が発生するかなと思っておりまして、せっかく今、立候補される方がおられるのであれば、私の代わりに市民代表ということで入っていただくのが、私もそこまで専門的な知識があるというわけでもないというところもありますので、よろしいかと思うのですけれども、そのような形で御検討いただくことは可能でしょうか。

○事務局（環境局企画課長）

企画課の内田です。冒頭の話なのですけれども、與本委員の話を受けて、少し根本的な話という言い方はあれかもしないのですが、審議会の現在の11期の設置は2年前に行っているのですが、その際に、基本的には専門家の意見をお伺いするというのが趣旨で、審議会は開催しているものでございますが、中でも市民公募については、その中でも、フラットな市民感覚を取り入れるといったような形の目的に市民公募をさせていただいております。その中で、2年前に11期を設置した際に、市民公募の方4名、部会は4つあるのですけれども、それを一定想定して、それプラス専門家の方たちというような形で設定を当時させていただいた経緯がございます。ですので、先ほど池田委員の発言の前の段階では、そういうことを申し上げようかと考えていたので、今、御説明させていただいた次第でございます。

○事務局（みどり・多摩川事業推進課長）

今、池田委員のほうからそういったお話がございましたので、我々も、事前にお話がなった中でのお答えではございました。

○事務局（企画課長）

企画課の内田です。市民公募の当初自然共生部会を想定しておりました池田委員からそのような発言がございましたので、その他の市民公募の委員の方たちの意見も聞きながら、会長と相談して設定させていただくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○與本副会長

せっかくここに皆さん参加されているので、ほかの市民委員の方の意見を率直に私は伺いたいと思うんですけどね。ほかに参加されたいという方がいれば、場合によっては私が辞退することもありますし、要するに、せっかく今、部会をこれからつくろうと前向きにやっていこうという中で、先ほど池田さんからそういう話がありましたし、もしほかの市民公募の方で、規則上は2つの部会を兼ねられると書いてあるのですね。私は大気・水部会は退会しますから、今回はそれに参加したいという意向を持っておりますが、ほかの市民委員の方で、この場で、実は私も参加したいとか、私が言っていることは何かおかしいんじゃないとか、率直な意見をできたら聞きたいんです。その上で会長と皆さんとで御議論いただきたいのですが、よろしいですか。

○佐土原会長

それでは、篠倉委員。

○篠倉委員

市民委員をさせていただいている篠倉と申します。私自身はこの部会のお話を聞いたときに、私が参加すべき部会ではないなと思っていましたので、手を挙げるつもりはまずないというのが前提なのですけれども、人数の枠というのは、いろいろな予算であったりとか、進め方という意味でも、決まったものがあるのかなと思っておりますので、立候補されるというのは、すごく前向きですばらしいことだと思うのですけれども、この場で誰が市民委員の池田さんの代わりになるといいのかなというのを決めるのはちょっと難しいのかなというふうに感じています。私自身が市民委員になったときというのは、川崎からのお便りの中で募集と出でていて、800字か何かの、書いて、それで審査があって、お願いしますという話が来た経緯があるので、そういったプロセスを踏まえて、こういうメンバーになっているのかなと推測したときに、今ここで、手を挙げて、それでお願いしますとい

うふうに簡単に決まるものではないのかなと思っていますので、今、マッチング的にはよさそうな状況だと思うのですけれども、この場で、そうしましょうというふうに決めるのは難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○佐土原会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、いろいろ御意見をいただきましたとおり、いろいろな事情もありますので、この場で決めるのは、今後とも混乱を招くところもありますので、今の御意見を踏まえて、また事務局と市民委員の方々と私とで協議して、最終的に私の方から指名させていただくということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、部会の設置に関してはお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題3 「川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画の策定等について」、事務局から報告を願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

○事務局（脱炭素戦略推進室担当課長）

川崎市環境局脱炭素戦略推進室担当課長の市川と申します。

それでは、資料3を御覧ください。川崎市地球温暖化対策推進第2期実施計画の策定等に向けた検討状況について御説明させていただきます。

2ページ目をお開きください。目次でございますが、本日は1から7の項目について御説明させていただきます。

次のページをお開きいただきまして、初めに、1、これまでの経過及び今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

次のページに参りまして、スケジュール表でございますが、実施計画等の策定に向けましては、今年度、これまで2回ほど、脱炭素分野に係る5名の環境審議会委員の皆様の御意見をいただきながら検討を進めてまいりました。今後につきましては、11月下旬以降にパブリックコメントや市民説明会などを実施し、来年3月の策定を予定しているところでございます。

次のページをお開きください。環境審議会委員の皆様からいただいた主な御意見についてでございます。御意見につきましては、次の5名の委員の皆様から個別にヒアリング等をさせていただいたものでございまして、いただいた主な意見につきましては、市民の行動変容促進に向けた取組や事業者へのエネルギー対策、市バスのEV化及びそれを活用したPR、事業者を巻き込んだプラリサイクルの重要性、太陽光発電設備、蓄電池を組み合わせたレジリエンス強化など、適応策、緩和策の両面を見据えた取組の重要性などの視点でいただき、本市においてもそのような視点をしっかりとらまえながら検討を進めてきたところでございます。

次に、2、地球温暖化対策推進基本計画・実施計画についてでございます。

7ページをお開きください。計画の体系図がございますが、この図のとおりとなってございまして、左側が基本計画、赤囲みの部分が実施計画という形で、今回、実施計画の改定のタイミングを迎えているところでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。実施計画の策定及び基本計画の改定につきましては、第1期実施計画の進捗と脱炭素を取り巻く社会状況を踏まえ、第2期実施計画策定等に向けた視点から行ってまいります。詳細につきましては次ページ以降で御説明させていただきたいと考えてございます。

次のページでございますが、3、国内外の動向及び本市の取組状況についてでございます。

11ページをお開きください。計画策定後の脱炭素を取り巻く社会状況でございますが、海外における気候変動対策で、各国は野心的な目標を維持する一方、足元の進捗状況は芳しくなく、目標と現実の乖離が大きくなる傾向にあると言われております。

また、国内においては、新たなNDCの裏づけとなる地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直しや、GX2040ビジョンを本年2月に策定としているところでございます。

次のページを御覧ください。川崎市の温室効果ガス排出状況の推移でございます。2022年度の市域の温室効果ガス排出状況は、2019万トン-CO₂で、2013年度比で15.3%減となっているところでございます。

次のページを御覧ください。本市の排出状況の特徴でございます。部門別構成比を見てみると、産業系が全体の約75%を占めておりまして、全国平均と比べましても、その割合は非常に大きいというのが特徴でございます。

次のページを御覧ください。現行計画における取組の進捗状況でございます。温室効果

ガス排出量につきましては、先ほど申し上げたとおり、2022年度実績は、基準年度比で15.3%削減し、目標達成に向け、おおむね順調に推移しているものと考えてございます。

次のページを御覧ください。部門別排出量についてでございますが、一部部門に増加傾向にあるものの、全体として減少傾向にあると考えてございます。

次のページを御覧ください。再エネ導入量についてでございますが、2023年度実績は23.6万キロワットであり、こちらも目標達成に向け、おおむね順調に推移しているものと考えているところでございます。

次のページを御覧ください。5大プロジェクトについてでございますが、プロジェクトごとに定める参考目安の状況を見ますと、プロジェクト3、民生系、プロジェクト4、交通系など、一部の数値が第1期実施計画策定時の目安に対して下回っているところもございますが、地域エネルギー会社の設立や条例等定めた建築物太陽光発電設備等総合促進事業の開始など、5大プロジェクト全体では取組が一定進捗しているものと考えてございます。

少し飛ばさせていただきまして、21ページをお開きください。市民、事業者の意識調査結果についてでございます。アンケート調査結果を踏まえますと、若年層における関心の低さや脱炭素に係る取組の情報不足、中小事業者の脱炭素経営の一層の参画の必要性などといった課題があるものと考えているところでございます。

次のページを御覧ください。4、第2期実施計画策定等にあたっての基本的な考え方についてでございます。

次のページを御覧いただければと思いますが、温室効果ガス排出量・再エネ導入量の進捗や、世界的な気候変動の状況、国の動向など、第1期実施計画の進捗及びその変化等を踏まえまして、第2実施計画等を策定してまいりたいと考えているものでございます。

次のページに参りまして、第2期実施計画策定等にあたっての基本的な考え方についてでございますが、第1期実施計画における進捗を踏まえた2030年度の着実な目標達成に向けた取組の推進や、国の動向や社会状況・新たな技術等を踏まえた取組の検討、重点事業、5大プロジェクトの取組強化などの視点から策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次のページを御覧ください。5、計画の進捗を踏まえた第2期実施計画の5大PJの方針性についてでございます。

また次のページに参りまして、第2期実施計画では、基本計画に位置づけた40の施策の

うち、特に事業効果の高い重点事業を、第1期実施計画から引き続き5大プロジェクトとして位置づけ、重点的に取組を進めてまいりたいと考えてございます。

また次のページを御覧ください。5大プロジェクトの主な強化ポイントでございますが、プロジェクト1につきましては、地域エネルギー会社を中心とした公共施設や民間施設に対する再エネ電力供給拡大などといった点、プロジェクト2においては、脱炭素経営資源コンソーシアムの機能強化などといった点、プロジェクト3においては、脱炭素モデル地区、脱炭素アクションみぞのくちの見える化の一層強化に向けた脱炭素情報特化型設備等の検討やモデル地区の横展開などといった点、プロジェクト4におきましては、太陽光発電設備設置促進に向けた取組と連携した共同住宅向けのEV充電設備の促進などといった点、プロジェクト5においては、全ての市公共施設への再エネ100%電力の導入や設置可能な市公共施設の約半数への太陽光発電設備設置などといった点についてしっかりと推進してまいりたいと考えてございます。

少しページが飛びまして、33ページを御覧ください。6、第2期実施計画における具体的な施策についてでございます。

次のページを御覧ください。第2期実施計画につきましては、基本計画における基本的な方向を継承しつつ、2022年度以降の脱炭素を取り巻く社会状況等や様々な情勢などを踏まえ、本市の脱炭素戦略をさらに加速する具体的な施策を位置づけてまいりたいと考えてございます。こちらにつきましては、時間の関係上、割愛させていただきます。

次に、43ページを御覧ください。7、地球温暖化対策推進基本計画の一部増補改訂についてでございます。

次のページ、44ページを御覧ください。国では、令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す新たな目標が示されました。本市の基本計画の削減目標である2030年度温室効果ガス排出量につきましては、目標達成に向け、おおむね順調に進捗しているところでございますが、2050年実質ゼロという高い目標を目指して、2030年度以降も取組を加速させていく必要が重要と考えてございます。

また、現在、国際情勢等により、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けたトレンドに振り戻しも見られますが、排出削減という全体のトレンドは変化しないこと、不確実性の中でも取り組む必要があるということを、今後の方向性を示した上、環境先進都市として発信していく必要があるものと考えております。

以上のことと踏まえまして、バックキャストで現在設定しております現基本計画における2035・2040年度の温室効果ガス削減割合の将来推計、今、数字のほうは出していなかつたのですけれども、こちらを明確化するため、基本計画の一部増補改訂を行うものでございます。

具体的には次のページを御覧ください。現行基本計画における2035年度のバックキャストのほうからありました削減推計割合につきましては、2035年度で2013年度比64%減、2040年度で77%減としているところでございます。

次のページを御覧ください。本市は産業系からの温室効果ガス排出量が多く、その中で熱エネルギーの占める割合が大きいことから、2030年度以降の熱エネルギーの脱炭素化が必須となります。仮に、再エネのグラフのほうに示させていただいておりますが、再エネの取組のみが進んで、イノベーション、技術革新等が進まない場合、2050年に熱エネルギーを中心といたしまして、約800万トンの温室効果ガスが残るシナリオも想定されることとなりまして、目指すべきゴールの達成が極めて困難となります。

このような状況を踏まえまして、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、次期基本計画の改定作業の中で、新たな目標や熱エネルギー等への課題、これまでの進捗を踏まえた、より効果的な施策について検討を進め、基本計画の前倒し改定も見据え、取組を推進してまいりたいと考えております。このような考え方を基本計画に反映してまいりたいと考えているところでございます。

また、緑を取り巻く本市の動向等を踏まえまして、整合を図るため、基本計画の基本方針名称等一部見直しを予定しているところもございます。

説明については以上でございます。

○佐土原会長

御説明ありがとうございました。非常にたくさんの内容ですので、なかなか理解が十分でないところもあるかもしれません。今日の話は、検討状況についての報告ということで、今後、いろいろまた最終的な報告はあるかと思います。時間の関係もあって、そろそろ11時半になっているのですけれども、どうしても御意見ということがあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○徳野委員

市民委員の徳野でございます。川崎市地球温暖化防止活動推進センターのスタッフをしております。

この件につきましては大変関心を持っているところですけれども、先ほど説明がありましたように、若い人たちの関心が低いということもありまして、そういうことをどうやって私たちがお知らせしていくのか、広報していくのかというのは課題だと思っています。ですので、脱炭素室の皆さんとこれからも力を合わせて今後の活動に邁進していきたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（脱炭素戦略推進室担当課長）

若い方への関心を高めていくための取組は非常に重要と考えておりますので、また、センターの皆様、推進員の皆様と引き続き連携しながら取組を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐土原会長

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。お願ひいたします。

○濃沼委員

途中経過なわけですけれども、主にこういう炭酸ガスを出す分野は、産業分野だと思うんですね。川崎の市民というよりは、どちらかというと、産業分野のほうが比重が大きいと思うんですけども、こういう答申をした結果によって、産業界に対して、川崎市側からぜひこういうふうにしてくださいよというような提言はされる見込みはあるのでしょうか、その辺ちょっと教えてください。

○事務局（脱炭素戦略推進室担当課長）

計画に基づきまして、こちらは13ページをお開きいただければと思いますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、全国と比べましても、委員のおっしゃるとおり、産業系の割合が非常に大きいということで、川崎市の場合、二酸化炭素の排出量の75%が産業系で占めているといったところがございます。一方で、全国のほうでは5割弱といった傾向がございますので、事業者の皆様と連携した取組というのは非常に重要と考えているところでございます。こちら、事業者の皆様と様々な取組をする上で、川崎市の組織の中で

も臨海部国際戦略本部や経済労働局、環境局といったところ、それぞれ関連部署がしっかりと連携をしながら、事業者の皆さんと意見交換、取組等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐土原会長

そのほかはよろしいでしょうか。オンラインの藤野委員、お願ひします。

○藤野委員

オンラインで、ちょっと聞きづらいかもしれません。すみません。

以前にも市役所の御担当の方に意見を言わせていただく機会をありがとうございました。脱炭素のほう、市民の方にも、例えば高断熱、高気密を上げると健康にもなるし、医療費も減るし、赤ちゃんもはいはいできる家になるとか、CO₂が減るだけではないメリット、または取組をしないと、化石燃料を買っているので、お金が市内、国内から漏れ出ているので、そういうところもぜひ丁寧に説明して、これが地域のためになるのだというところを強めていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○佐土原会長

貴重な御意見、どうもありがとうございました。それでは、一言。

○事務局（脱炭素戦略推進室担当課長）

ありがとうございます。

分かりやすい例で言いますと、まさしく例えば断熱など行った際に、省エネ効果だけでなく、健康にもいいといったような様々な効果があるといったところをしっかりと発信してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐土原会長

ありがとうございました。

それでは、時間が参りましたので、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上になりますけれども、その他ということで、委員の皆様か

ら何かありますでしょうか。

○與本副会長

何回も発言をさせていただいてすみません。與本です。毎年、川崎市の環境局で、川崎環境白書というのを冊子として、あるいはデータとしてまとめていただいていると思うのですが、恐らくこれを、次回、1月ぐらいですか、毎年、年度末に、たしか11月に完成しますよね。毎年11月に発行されていたと思いますから。それで、先ほどのこととも関連するんですけども、報告だけではなくて、P D C Aサイクルの中で、これについての意見、助言をこの審議会でもらうということにたしかなっていますよね。ですから、これを、前回もお願いしたのですが、事前に、11月にできたら、各委員に、データなのか、あるいは冊子なのか分かりませんけれども、配付していただいて、よく熟読していただいた上で会議に出席していただいたほうが効率的に会議が進められるのではないかと思っています。昨年参加して私は驚いたのですけれども、30分ぐらいで概要報告で、さらっと終わってしまって、それで本当にいいのかなと。この冊子は今一冊もつくっていないですか。

○事務局（環境局企画課長）

環境白書につきましては、今年度、集約しております、12月の上旬には発行できるかと思っております。今、ペーパーレス化の流れの中で、基本的にはペーパーレスでウェブで見られるような形で電子化していった方向性になります。

○與本副会長

では、冊子は全然発行していないということですね。

○事務局（環境局企画課長）

必要に応じてウェブ版をツーアップで印刷するというような対応をしております。

○與本副会長

例えば区役所の情報コーナーに今までずっとこれは置いてありましたよね。各区役所に。それはもう置かないという方針なんですか。

○事務局（環境局企画課長）

長期的には全庁的にペーパーレスの方向ではあるのですけれども、そこについては、見られるような形にしていけるような措置は検討していきたいと思ってございます。

○佐土原会長

趣旨は、早めに委員の皆様に見てもらえるようにということですね。ですから、デジタルでも送っていただければ、見ることは可能ということで。

○事務局（環境局企画課長）

承知いたしました。

○佐土原会長

では、そのようにお願ひいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

では、事務局にお返しいたします。

○事務局（環境局総務部長）

佐土原会長、どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たり、建設緑政局長から御挨拶を申し上げます。

○建設緑政局長挨拶

川崎市建設緑政局長の河合でございます。

本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。建設緑政局につきましては、環境行政のうち主に緑に関して担っているところでございます。本審議会では、これまでも、本日お話のありました緑の基本計画に関することだったり、緑の保全地域の指定など、緑のまちづくりに関して多くの御議論をいただきてきているところでございます。誠にありがとうございます。

本日は、緑の基本計画改定について諮問させていただきました。委員につきましては、引き続き調整させていただきたいと思いますが、自然共生部会のまずは設置について御承

認いただき、誠にありがとうございました。今後、委員の皆様に御協力をいただき、議論を重ねるとともに、事務局のほうからもありましたが、市民の皆様、関係団体の皆様にも幅広く御意見を伺いながら、計画の改定に取り組んでまいりたいと思います。引き続き、委員の皆様にお力添えいただければ幸いと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本市、昨年度、市制100周年、象徴的な事業といたしまして、全国都市緑化かわさきフェアを開催し、閉会式において、みどりのKAWASAKI宣言というものを行わせていただきました。市制100周年、さらにその先、100年先の未来に向かまして、当然、ネイチャーポジティブや、今日も循環ということで、サーキュラーエコノミーみたいなお話、ネットゼロなどをしっかりと踏まえつつ、本市で暮らしている市民の皆様、さらには働いている皆様、さらには学びなど、様々な皆様とともに、つながりの輪をしっかりと広げて、新たなステージへと歩みを進めていけるよう、一丸となって環境行政に取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、以上をもちまして閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局（環境局総務部長）

ありがとうございました。

一閉会一